

年金受給者金利優遇定期預金 Newひまわり

2020年7月13日現在

商品名(愛称)	自由金利型定期預金<M型> [単利型] (スーパー定期) (愛称) 年金受給者金利優遇定期預金 Newひまわり
---------	--

販売対象期間	<ul style="list-style-type: none"> 当庫で国民年金、厚生年金または共済年金等、公的年金を受給されている個人のみ 定型方式…1年 元金自動継続の取扱いとします ただし、年金の受給をされなくなった場合には、自動継続は停止となります 						
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 100円以上、100万円以内 ただし1人につき合計100万円以内 1円単位 						
払戻方法	満期日以後に一括して払戻します						
利息 (1) 適用金利 (2) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 預入時の店頭表示のスーパー定期利率+0.2%を約定利率として満期日まで適用します (自動継続を停止した場合でも約定利率は、満期日まで適用します) 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示のスーパー定期利率+継続日における本商品上乗せ利率を適用します 付利単位を1円とし、1年を365日として日割で計算します 						
税金	<ul style="list-style-type: none"> 利息には20% (国税15%、地方税5%) の一律分離課税が徴収されます (ただし、マル優をご利用の場合はかかりません) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります 						
手数料	———						
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) 						
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、下記の表の預入期間に応じた期限前解約利率 (小数点第4位以下は切捨てとし、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします) により預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>〔定型方式〕 1年</td> </tr> <tr> <td>6カ月未満</td> <td>解約日の 普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6カ月以上 1年未満</td> <td>約定利率 ×50%</td> </tr> </table>		〔定型方式〕 1年	6カ月未満	解約日の 普通預金利率	6カ月以上 1年未満	約定利率 ×50%
	〔定型方式〕 1年						
6カ月未満	解約日の 普通預金利率						
6カ月以上 1年未満	約定利率 ×50%						

金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期利率は店頭のコレレートボードによりご案内しております 詳しくは窓口へおたずねください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部（9時～17時、フリーダイヤル0120-191142）にお申し出ください ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記業務推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務推進部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続が停止した定期預金の満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の対象預金となっており、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります なお、当金庫に複数の口座がある場合は、保険対象預金を合計して元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません ・マル優のご利用ができる場合もありますので、窓口でご確認ください